

広

Public Relations

報

# あきた

編集発行 秋田市広報課

書いて送れる封筒付き

- 2 - 6 合併にあなただご意見を
- 7 市長ほっとコラムゴミはゴミ、されど
- 8 - 11 水道の広場
- 12 4月は県議選・市議選
- 13 秋田駅のバス乗り場が変わります
- 14 - 15 市役所からのお知らせ
- 16 - 17 固定資産税の評価替え
- 18 - 19 国保からのお知らせ
- 20 育児コーナー 優良子ども会表彰
- 21 - 23 情報チャンネルa
- 24 3月21日春分の日 動物園オープン!



また会おうネ!

3月1日、御所野学院高校の第一期生77人が卒業しました。恩師と笑顔の“卒業写真”...

2003

3月14日号

NO.1549 毎月第2・第4金曜日発行



日本にあきた La·Akita

# 合併都市像に関する 市民意向調査

## —実施します—

3月18日(火)、無作為抽出した20歳以上の市民3万人に、調査票を郵送します。ご協力をお願いします。



調査票が届かなかったかたも、5ページにある封筒でご意見をお寄せください。

### 財政状況と職員・議員数

表を見ると、両町は、住民1人あたりにかかる経費が秋田市より多くなっていることがわかります。小規模自治体は人件費がかかり増しになるなど行政効率が悪い場合が多く、住民1人あたりの職員数や議員数も秋田市のそれを大きく上回っています。

また、住民1人あたり地方債現在高は両町が秋田市より高くなっていますが、両町は過疎債という後年度に交付税措置のある有利な地方債が使えることなどから、起債制限比率に見られるように、実質的な借入金返済の負担は本市より小さくなっています。

#### 財政規模の比較(平成13年度普通会計決算)

	秋田市	河辺町	雄和町
歳出総額 (住民1人あたり)	1,105億5千万円 (34万8千円)	52億8千万円 (49万5千円)	48億7千万円 (58万3千円)
積立金残高 (住民1人あたり)	175億7千万円 (5万5千円)	11億5千万円 (10万8千円)	12億2千万円 (14万6千円)
地方債現在高 (住民1人あたり)	1,323億8千万円 (41万7千円)	50億1千万円 (47万円)	59億7千万円 (71万5千円)
上記のうち交付税措置分を除く実質現在高 (住民1人あたり)	728億7千万円 (22万9千円)	23億9千万円 (22万4千円)	22億1千万円 (26万5千円)
経常収支比率	79.3%	82.0%	85.4%
起債制限比率	12.7%	7.8%	9.0%

**経常収支比率**...収入に対し、人件費や公債費(借入金の返済)といった毎年必ず出ていくお金がどのくらいの割合になっているかを示す値。比率が小さいほど財政状況がよいことを示します。逆に比率が大きいということは、道路を造ったり建物を建てたりする自由に使えるお金が少ないことを意味します。

**起債制限比率**...自治体の財政規模に対する借入金返済の負担の度合いを示す値で、総務省が地方債の発行を制限する際の基準となります。数字が大きいほど借入金返済が財政を圧迫していることを意味し、20%を超すと地方債の発行が制限されます。

#### 職員数の比較(平成14年4月1日現在)

	秋田市	河辺町	雄和町	合計
一般行政職員数 (住民千人あたり)	1,458人 (4.6人)	122人 (11.4人)	90人 (10.8人)	1,670人 (5.0人)

#### 議員数の比較(平成14年4月1日現在)

	秋田市	河辺町	雄和町	合計
法定議員数	48人	26人	22人	96人
現行議員定数	44人	18人	18人	80人
現行議員数 (住民1万人あたり)	44人 (1.4人)	18人 (16.9人)	18人 (21.6人)	80人 (2.4人)

秋田市の議員定数は4月27日の一般選挙から42人になります。

また、少子高齢化や人口減少が、将来の行政運営に支障をおよぼすのではないかと不安もあります。高齢、長引く不況で、国の財政状況は悪化の一途をたどっており、今後は、地方交付税などの財政支援も従来どおりには期待できません。

このような状況の中で、打開策の一つとして打ち出されているのが、市町村にわたっての構造改革ともいえる市町村合併なのです。そして、秋田市は、県都・中核市として、さらに広域的な役割を果たすことも求められています。

### 高まる合併論議の背景

地方分権が進み、国や県の権限が市町村に移るにつれ、市町村は、いままです以上に創意工夫をこらした行政サービス

展開できるようにになります。しかし、小規模の市町村が、単独で条例制定や各種事業を行っていくとなると、効率が悪く、困難な場合も多くなることが心配されます。

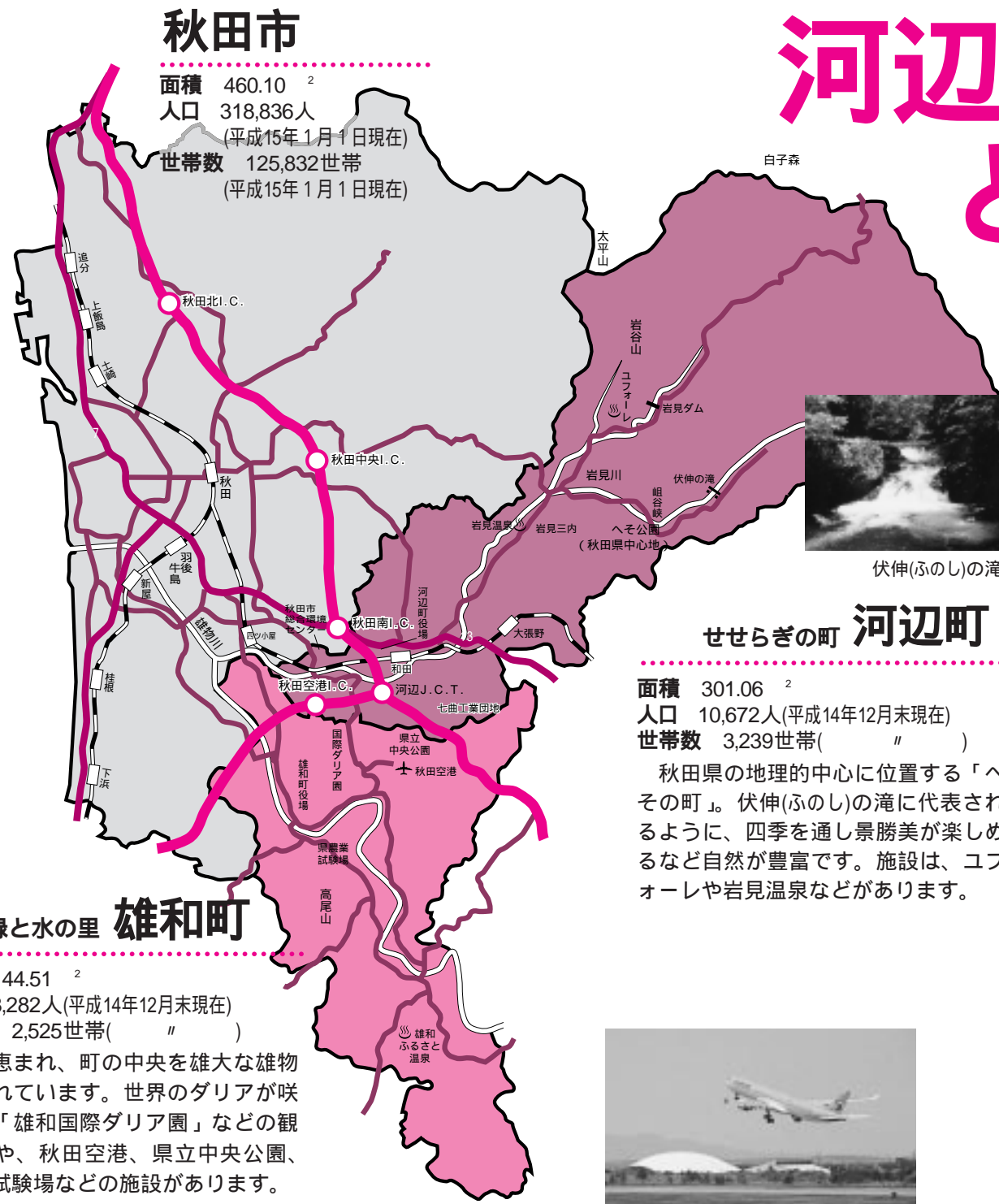
そこで、一市二町のおもなデータをここにあげてみました。「わたしたちのまちと合併の話し合いを進めているのはどんなまちなのか」。まずはそれを知ることから始めてみましょう。

三月十八日から、無作為に抽出した二十歳以上の市民三万人のかたに、アンケート調査票をお送りします。将来のよりよいまちづくりのために、あなたのご意見をお寄せください。

### 合併へのご意見募集!



# 河辺町、雄和町って どんなまち



### 住民負担

個人の住民税、保育料月額などは秋田市が高く、水道料金は秋田市が一番低いなど、料金の負担については各市町で違いがあります。そのため、合併にあたっては、協議のうえ適切な料金を決定することになります。

#### 住民税(平成14年度)

	秋田市	河辺町	雄和町
個人の住民税(均等割の年額)	2,500円	2,000円	2,000円
法人の住民税(法人税割)	14.7%	12.3%	12.3%
事業所税	課税	課税なし	課税なし
固定資産税(税率)	1.6%	1.4%	1.4%

#### 介護保険料(第1号被保険者・平成14年度)

	秋田市	河辺町	雄和町
月額基準額	3,453円	3,000円	3,400円

#### 保育料負担の状況(平成15年2月1日現在)

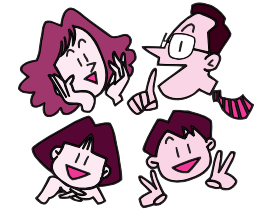
	秋田市	河辺町	雄和町
入所児童数	3,653人	249人	201人
児童1人あたり保育料月額 (平成13年度決算ベース)	19,414円	7,845円	9,225円
世帯の所得税が6万円 で入所児童が3歳未満の場合の保育料	27,200円	10,000円	17,800円

#### 上下水道料金(平成14年度)

	秋田市	河辺町	雄和町
水道料金(月10m <sup>3</sup> あたり)	1,312円	1,530円	2,310円
下水道使用料(月20m <sup>3</sup> あたり)	2,520円	2,250円	2,300円



# 河辺町・雄和町との合併 秋田市は こう考えます



## 生活面・行政面で 強い一体感

秋田市と河辺町・雄和町は左の表・図のように多くの分野で連携し、また両町からたくさんのかたが秋田市に通勤、通学しています。一方、秋田市民も秋田空港や県立中央公園などの利用や、太平山麓での山菜採り、釣りなどで両町を訪れています。このように、本市と両町は生活面・行政面で強い一体感があり、合併は、自然な成り行きといえます。

## 秋田市のさらなる 発展への転機

合併を考える際、秋田市は中核市であり、中小規模の市町村のように財政効率化などの合併効果を過度に期待するのは適当ではありません。市では、この合併によって県都・中核市として地域をリードすることに加え、両町の有形無形の地域資源と秋田市既存の地域資源を結びつけ、有効活用することで次のような新たな可能性が期待できると考えます。空港やインターチェンジ、七曲工業団地などを活かした物流活性化と企業誘致促進

### 各分野での 河辺町・雄和町との連携

ごみ処理	秋田市では、総合環境センターを河辺町内に設置しており、両町から出されるごみも、この施設で受託処理しています。同様に、両町からのし尿と浄化槽汚泥も秋田市で処理しています
農林業	1市2町をエリアとするJA新あきたや秋田中央森林組合が同じ枠組みで事業展開しています。行政面でも、野菜生産や畜産指導などで同一事業を行っています
保健体制の連携	河辺・雄和両町の医師は、秋田市医師会に所属しており両町での集団健診や予防接種などは、秋田市医師会が受託実施しています
災害・安全への対応	秋田空港での飛行機事故や総合環境センターでの災害時に備え、消防救難活動・訓練を合同で実施。また、交通安全確保のため、1市2町による秋田地区交通指導隊連合会での意見交換などを行っています
教科書採択	秋田市と両町の小・中学生は、すべて同じ教科書で勉強しています。これは、1市2町で組織している教科書採択協議会が、教科書採択についての意見を提言しているためです
両町民の買物先	最寄品（食料品、日用雑貨など）を秋田市で購入する割合は、河辺町で75.1%、雄和町で65.7%。買回品（電気器具、家具など）を秋田市で購入する割合は河辺町で94.5%、雄和町で90.1%と、いずれも秋田市が生活圏であることがわかります（平成13年度消費購買動向調査より）



## みんなで合併を 考えましょう

河辺町・雄和町とのデータ比較、両町との合併についての秋田市の考え方は2～4ページで述べたとおりです。市では、無作為抽出による市民3万人のアンケート調査を実施（調査票は3月18日(火)に発送）しますが、より広くみなさんのご意見をうかがいたいと考えます。

## そこで、 市町村合併にみなさん のご意見をお寄せください

左に添付した封筒を切り取ってお使いください。  
無料で郵送できます。

### 市町合併に関する問い合わせ

企画調整課 ☎(866)2032 FAX(866)2278  
Eメール ro-plmn@city.akita.akita.jp  
秋田市ホームページ・市町村合併サイト  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/gappei/>

市民のみなさんには、合併が行政サービスの低下につながるのではなく

## 合併しても、秋田市 の仕組みは変わらず

広大な農地を活かした農業施策や食農教育、地産地消の推進  
県立中央公園や八橋運動公園などを連携させたスポーツ大会など各種イベントの誘致  
設置予定の国際教養大学と既存の高等教育機関の連携による人材育成の充実 など



## 本格的な合併協議は 6月以降を予定

市では、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を通じて、合併に向けての課題整理や各市町の事務事業の現状把握などを行ってまいります。その後、六月から七月ころをめどに法定合併協議会へと移行し、本格的な合併の協議に入っていきたいと考えています。

協議の過程は、広報あきたなどで情報提供するほか、住民説明会なども実施する予定です。協議が順調に進めば、議会の議決を経て、平成十六年度中には合併の諸準備が整う予定です。

いかといった不安もあるかと思えます。しかし、秋田市と両町の合併パートナーは、編入合併が想定されることから、合併後は税や公共料金、行政サービス、条例などについて、基本的には現在の秋田市の仕組みが変わることはありません。

(やまおり)

0108790 828

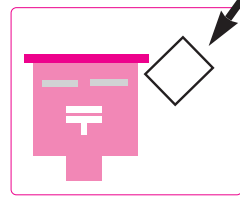
料金受取人払  
秋田中央局  
承認  
118

差出有効期間  
平成15年4月  
30日まで  
(切手を貼らずに  
おだください)

秋田市山王二丁目1-1  
秋田市長 行

(やまおり)

裏面にご意見をお書きのうえ、  
下図のとおり、封筒をつくってください。



のりしろ(B)

(やまおり)

(きりとりせんじ)

(やまおり)

(きりとりせんじ)

秋田市ホームページで市長の動向や記者会見の内容などをお伝えしています。  
<http://www.city.akita.akita.jp/>



市長 佐竹敬久

## 市長のほっこりコラム

ゴミは人間の営みに付随し、太古の昔から発生してきました。これが、現代の大量消費社会になつてからは、単なるゴミ処理という次元を超え、人類の存亡にも関係する地球環境や資源の限界など重要な問題にも結びついてきました。

本市でも、昨年四月から溶融方式の新しいゴミ処理施設が稼働しましたが、高い公害防止機能のほか、自家発電や資源回収能力などに優れた環境を守るうえで頼もしい施設です。しかし一方で、環境に優しい高度な施設は、毎日の運転管理に想像以上の多額の経費を必要とします。

また、この運転経費は、例えば大切な子どもたちの教育費用やお年寄りのための福祉費用といった、いわば活きたプラスのコストではなく、結局は燃えて無くなるマイナスのコストという見方もできます。

現在、本市のゴミ処理には一年間で約五十三億円という膨大な経費がかかっていますが、仮に家庭ゴミの重量を一〇割減らすことができれば、なんと約四億円の節約が可能になる

# 「環境貯金箱」をどう使うか



環境貯金箱  
 作戦!  
 検討中

秋田市ごみ減量  
 キャラクター  
 エコアちゃん

という試算になります。四億円といえは、新年度予算ではコミュニティセンター一館分の建築費を大きく上回る勘定になります。

要は、ゴミの減量が目に見える形で進めば、その分だけ市民の皆さんから預かった貴重な税金を、別の様々なプラスの使い方に回すことができるということになります。

ただここで思うのは、皆さんにゴミ減量をお願いしても、せっかく浮いた経費が果たして何に使われるの

かわからないのでは、皆さんもやる気が沸かないのではないのでしょうか。

そこで、まずは市民の皆さんにこぞってゴミ減量作戦に参加していただき、その結果、節約できた経費は、例えば子どもたちの環境教育の場づくりだとか、街の美化だとか、目に見える形で市民還元したいと考えています。

しかし、アイデア倒れになっては意味がありませんので、まずはどうしたらゴミの量を減らせるか、例えばスイカの皮は細かく切って出すなど具体的な方法や減量のための知恵を、市民に十分にお伝えすることから始めようと思っております。

そして、市役所の前に大きな「環境貯金箱」を置き、節約した経費がどれだけ貯まったのかを広くお示ししながら、四角四面の役所の作戦ではなく、市民の皆さんに楽しみながら参加してもらえようという作戦にするため、今、担当職員ともども無い知恵を絞っている最中です。

具体案がまとまった節には、なにとぞよろしくご協力を!!



## 合併のここが心配?

秋田市は明治38年以降、昭和30年まで、4町16村との編入合併を重ねて今日の姿となりました。今回、合併に進むとすれば、約50年ぶりの市をあげての大事業ということになります。市民のみなさんにもさまざまな不安が生じると思いますが、秋田市はいずれも前向きな発想で解決し、合併の効果を活かしていきたいと考えています。

### Q 両町の整備に投資が集中するのではないのでしょうか?

新しい市の一体性をつくるために必要な事業は、新しい市域の全体を対象に、国からの支援である合併特例債( )を使って集中的に行うことができます。したがって、合併後もずっと将来にわたり河辺町・雄和町だけに投資がかたよるということはありません。

合併特例債...合併から10年間に限って借りることができる地方債(借入金)で、利子を含んだ返済額の70%が後年度、普通交付税として国から補てんされます。

### Q 市域が広がることで、行政サービスは低下しないの?

両町との合併で市の面積が2倍近く拡大するため、投資・行政効率の低下が懸念されますが、行財政改革の徹底、電子自治体の推進、サービス提供方法の工夫、道路アクセスの改善などでサービスの水準は維持できるものと

### Q 借入金の多い町との合併で損はないの?

借入金による財政の圧迫については、地方債残高の多い、少ないだけでは一概に論じられません。地方債の中には、その返済分を将来交付税で国が補てんしてくれるものなどもあり、単純にその残高だけでは実質的な借入金の負担はわからないためです。3ページの表「財政規模の比較」からわかるように、1市2町の住民1人あたりの実質的な地方債の現在高に大きな違いはありません。

### Q 地域の伝統や文化が失われませんか?

行政の仕組みが変わっても、地域そのものはなくなりません。伝統や文化は、地域の人々が主体となって継承していくものです。また、その取り組みをさまざまな形で行政が支援していくことも可能です。

のりしろ(A)  
 (たにあり)

## 河辺町・雄和町との合併について私の意見

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(たにあり)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

住所	〒(    -    )			
氏名	フリガナ			
電話	-	年齢	歳	性別
				男・女



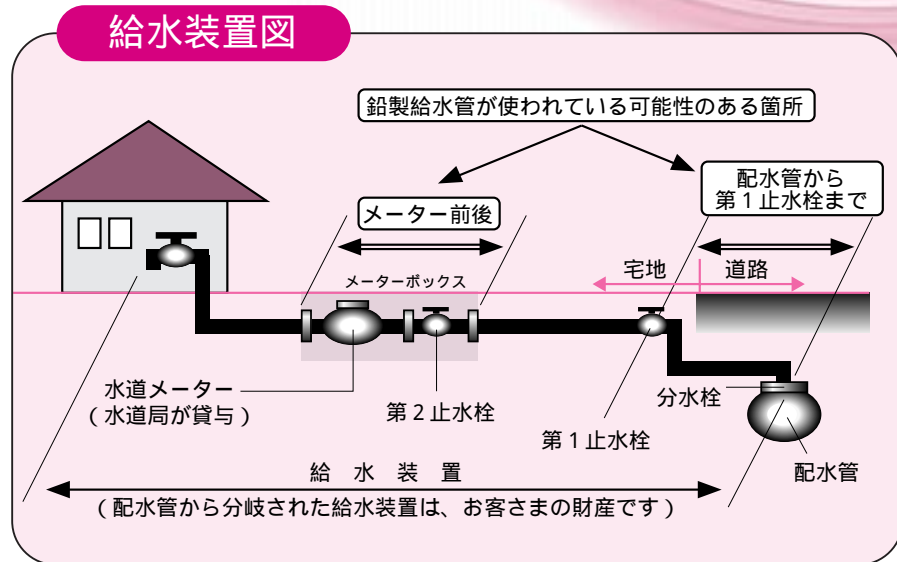
# 水道の広場

## 水道水における鉛の水質基準が変わります。

国が定める水道水の鉛濃度基準は、これまで「1 あたり0.05 以下」となっていました。平成15年4月1日からWHO（世界保健機構）の基準値と同じ「1 あたり0.01 以下」に強化されることになりました。

鉛は、水道管の材料として欧米で古くから使用されてきました。日本でもさびにくく柔らかい材質のため加工しやすいという特性から、宅地内に引き込まれている給水管に使用されてきました。

秋田市では、明治40年の給水開始から昭和60年頃まで、主に配水管から第1止水栓までの間やメーター前後に使用されてきました。しかし、それ以降の施工分については使用されておりません。現在、水道局が把握しているところでは、約4万2千件の給水装置に鉛製給水管が使われています。



鉛の健康への影響については、摂取量と血中濃度との関係があります。日本人の場合、鉛の摂取量、血中濃度ともに先進国の中で最も低いレベルといわれており、これまでの日本の鉛濃度基準は、継続して摂取しても健康に影響を与えないように、安全性を十分考慮して定められたものです。また、人間が摂取する鉛の80%以上は、食物や大気など水道水以外から摂取されています。

鉛が取れる浄水器はありますか？

水道局では浄水器の性能評価はしておりません。購入なされる場合はお客様ご自身が品質表示をお確かめのうえ、目的にあったものをお選びください。なお、鉛の水質基準強化に伴い、水道局が浄水器の販売やあっせんをすることはありません。訪問販売などで「水道局から頼まれた」「水道局からきた」と言っている浄水器を販売しようとする業者がいた場合は、すぐに水道局までご連絡ください。

### 鉛製給水管



私の家には鉛製給水管が使われているのでしょうか？

昭和60年以前に設置された給水装置には鉛製給水管が使用されている可能性があります。お客様の給水装置の鉛製給水管使用状況については、水道局に保管してある完成図などにより調査できます。ただし、経過年数が長く水道局にデータがない場合は明確にお答えできないこともあります。

鉛製給水管を使用している場合、水道水を安心して使うにはどうしたらよいのでしょうか？

通常使用している状態では問題ありません。ただし、夜間など水道水を使用していない間に、一時的に鉛濃度が高くなることがあります。このため、特に朝一番などは、給水管の中にとまっている水を飲み水以外に使用するなど十分に入れ替えてから飲み水としてご使用ください。

鉛製給水管を取り替えたいのですが...

給水装置はお客様の財産です。お客様の負担でお取り替えしていただくこととなります。増改築などの機会に宅地内だけでなく道路部分も含めて新しい給水管にお取り替えすることをお勧めします。工事費は、標準的に第1止水栓までの取り替えでおよそ20万円程度、メーター前後の取り替えにおよそ3万円程度かかります。

水道局ではどのような対策をしていますのでしょうか？

鉛製給水管を取り替える費用は、基本的にお客様の負担となりますが、水道局では、老朽化により漏水や濁り水が多発している配水管を取り替える際には、道路内の配水管から宅地内の第1止水栓までを無償で取り替えています。また、漏水を修理した際に鉛製給水管が使用されていた場合は、可能な限り取り替えを行っております。水質面においては、水道水のpH値が低いほど鉛の溶出が促進されることから、浄水場で水をつくる過程で、ややアルカリ性に調整しています。

お問い合わせ先

ご家庭の給水装置に鉛製給水管が使用されているかなど、鉛に関するお問い合わせは、「水道使用量・料金等のお知らせ」に記載しているお客様番号をご確認のうえ、お願いします。

水道局サービスセンター

☎(823) 8431

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日などを除く)



# マンション、ビルなどの貯水槽水道の適正な管理を

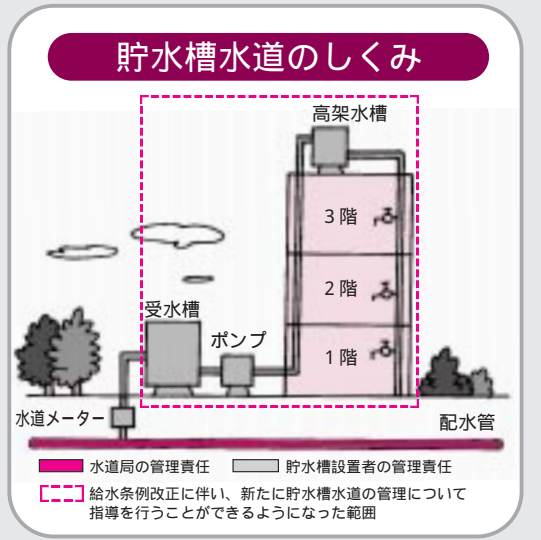
このたび、水道法の改正に伴い給水条例の一部を改正し、貯水槽水道に關し、水道局と貯水槽水道の設置者の責任に關する事項が新たに規定されました。この条例は、平成15年4月1日から施行されます。

今までマンション、ビルなどにある水道法の規制対象とならない容量10立方以下の貯水槽水道において、不適切な管理により貯水槽の水質が悪化し、利用者から苦情を寄せられることがあったことから、その管理について徹底をはかるものです。

今回の改正により、すべての貯水槽水道について貯水槽設置者の管理責任が明確になり、これまでの保健所（衛生行政）の指導に加え、水道局が貯水槽設置者に清掃や検査など適正な管理を求めることができるようになります。また、貯水槽水道の利用者へ情報を提供します。

ちよすいそうすいどう  
貯水槽水道とは？

マンションやビルなどの高い建物では、水道局から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、建物の利用者に飲み水として供給しています。この供給施設の総称を貯水槽水道といい、受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいます。



貯水槽設置者の管理について

貯水槽設置者は、安全な水の確保のために、定期的に専門業者による貯水槽の清掃と、検査機関による水質検査を受け、適正な管理を行ってください。

貯水槽水道をご利用の皆さまへ

マンション、ビルなどで貯水槽水道による水を利用して、水質の異常（色、濁り、臭い、味）に気づいた場合は、貯水槽設置者または水道局へご相談ください。

### 貯水槽水道の正しい管理方法

- 1 貯水槽の清掃  
1年に最低1回以上、定期的に行う。
- 2 貯水槽の点検  
水槽にひび割れがないか、汚水などによって汚染されていないかなど、定期的な検査を行う。
- 3 水質検査の実施  
じゃ口からでる水の水質検査を定期的に行う。
- 4 水の汚染事故が起これば  
供給する水が健康を害するおそれがあったら、ただちに給水を停止し利用者に知らせる。

## 給水方式を変更するときは水道局にお届けを!!

...無届け工事は、給水条例に違反します...

マンション、ビルなどにおいて、貯水槽を廃止して直結給水方式に切り替える場合は、給水の安全性確保や建物内での漏水事故などを防止するため、事前の調査が必要となります。切り替えを計画するときは、必ず水道局または秋田市指定給水装置工事業者にご相談ください。

なお、届け出しないまま工事を行ってしまった場合は、水道局へご連絡ください。

水道局の承認を得ないで工事をした場合は、給水条例違反となりますのでご注意ください。

問い合わせ 水道局給水課 ☎(823)843

## 引っ越しが決まったら



水道の手続きもお忘れなく

3月・4月は転入転出の時期となり、引っ越しが多くなります。引っ越しにともなう水道の使用中止・使用開始の届け出は電話でできますが、大変混み合う時期ですので、お引っ越しの1週間前までに左記へご連絡ください。

### 使用中止するとき

水道料金の精算をします。引っ越しする1週間くらい前までに、次のことをお知らせください。なお、ご連絡の際は「お客さま番号」（水道使用量・料金等のお知らせ）または「納入通知書兼領収書」に記載）をお伝えいただくと、手続きがスムーズです。

住所（アパート名・部屋番号）  
氏名（水道使用者名）  
引っ越し日（使用中止日）  
引っ越し先の住所  
引っ越しする場合は、引っ越し先の水道の使用開始手続きもお忘れなく。

### 使用開始するとき

次のことをお知らせください。また、アパートなどの貸家の玄関やポストに入っている「口座振替依頼用紙」でも届け出ができます。必要事項をご記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。なお、用紙がない場合はご連絡ください。

住所（アパート名・部屋番号）  
氏名（水道使用者名）  
引っ越し日（使用開始日）  
入居したときに、水が出るか確認してください。（水抜き栓で止まっている場合もあります。水抜き栓の操作をしても水が出ない場合は、水道局へご連絡ください）

### 市内で引っ越しされるかたへ

前住所で口座振替を利用されていたかたでも、引っ越し先の新しい住所で再度口座振替の手続きが必要になります。

### こんな場合はご連絡ください

引っ越しにともなう届け出のほか、次のような場合も届け出や連絡が必要になりますので、すぐにご連絡ください。

水道の利用者や所有者が変わったとき（お名前が変わるときも）  
家の取り壊しなどで水道を廃止するとき  
長期間水道を使用しない場合や、再度使用するとき（長期出張・旅行・入院など）

### 水道料金のお支払いは 便利な口座振替で

口座振替の申し込みは水道局および金融機関の窓口でできます。預・貯金通帳、金融機関届け出印、お客さま番号がわかる「水道使用量・料金等のお知らせ」または「納入通知書兼領収書」をお持ちください。

また、新しいお住まいの玄関やポストに口座振替依頼用紙を入れてあります（ない場合は水道局までご連絡ください）。用紙に必要事項を記入のうえ、返信用封筒で郵送してください。

### コンビニでもお支払いできます

昨年12月から、水道料金および下水道使用料をコンビニエンスストアでお支払いいただけるようになりました。引っ越しなどで口座を解約されるかたは、ぜひご利用ください。お支払いの際は、納入通知書の裏面に記載されている取扱店を確認のうえ、ご利用ください。

### 連絡先

水道局 サービスセンター

受付時間

☎(823)8431

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日などを除く)

水道についてのご相談・お問い合わせは、水道局サービスセンター ☎(823)8431

「水道の広場」では皆さまからの、ご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

宛先 / 〒010-0945秋田市川尻みよし町14-8 水道局総務課企画係 ☎(823)8434 FAX(824)7414

e-mail ro-wtmn@city.akita.akita.jp

また、水道局ホームページでは水道に関するさまざまな情報を閲覧できますので、ぜひご利用ください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/wt



# 4月1日(火)から 秋田駅のバス乗り場 が変わります

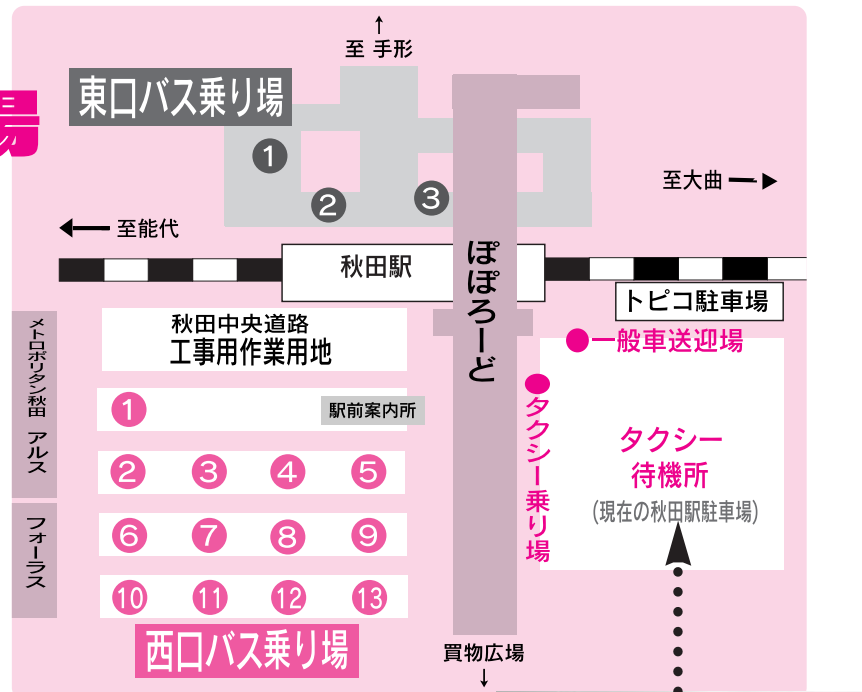
秋田市交通局から秋田中央交通(株)へのバス路線移管(下記参照)により、4月1日(火)から、秋田駅西口・東口のバス乗り場が変わります。

のりば	路線名(方面)
①	●桜ガ丘線●経済法科大学線●駅東線 ●城東消防署経由大学病院線
②	●広面御所野線●雄和日赤線●岩見三内 日赤線●新屋日赤線(御所野・南大橋経由) ●日赤病院線(城東消防署・横森経由) ●赤沼線●東営業所線
③	●空港リムジン

## 西口バス乗り場

のりば	路線名(方面)
①	●中央交通線●県庁・八橋大川反車庫方面●空港リムジンバス ●定期観光●泉山王環状線(山王回り)
②	●泉秋操線●神田旭野線●神田土崎線●添川線 ●泉山王環状線(泉回り)
③	●秋田温泉線●仁別リゾート公園線●手形山経由大学病院線
④	●交通局線●県立プール線
⑤	●二ツ屋福島線●大住みなみ野団地線●上北手線 ●茨島・牛島環状線●植山大回り線●経法大(明田・築地経由) ●桜ガ丘線●中北手(築地経由)
⑥	●寺内経由土崎線●将軍野線●堂ノ沢線●臨海線土崎線 ●東営業所線
⑦	●新屋線●新屋西線
⑧	●川尻割山線●山王(商業高校)線
⑨	●御野場団地線(牛島・柳原・茨島経由)●仁井田四ツ小屋線 ●仁井田御所野線●仁井田日赤線●雄和線●岩見三内線 ●大野線
⑩	●高速バス(東京・仙台・湯沢・能代)●長崎屋・大川反車庫方面 ●急行男鹿温泉●急行横手・特急田沢湖●急行本荘線(羽後交通)
⑪	●新国道土崎線●セリオン線●堀内線●フェリーターミナル線 ●大瀧西線●県立大学
⑫	●五城目線●船川線●追分線●上新城線●下新城線●小友線
⑬	●赤沼(大学病院)線●太平線●木曾石線●松崎団地線 ●下北手線●経法大線(手形経由)

バスに関する  
問い合わせ 交通局管理課☎(862)3891  
秋田中央交通(株)☎(823)4411



## 4月1日(火)から タクシー乗り場も 変わります

秋田中央道路整備にともない、秋田駅西口のタクシー乗り場と待機所が、4月1日(火)から、現在の秋田駅駐車場へ移ります。そのため秋田駅駐車場は、3月19日(水)24時までをもって閉鎖となります。

現在のタクシー乗り場と待機所は、平成18年3月まで工事用作業用地となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### 「みどりの窓口」利用者に30分無料駐車券

秋田駅駐車場の閉鎖期間中、秋田駅「みどりの窓口」で切符ご購入のかたに、駅ビル「トピコ」駐車場30分無料券をお渡しします。窓口でお話してください。なお、送迎などで切符を購入しない場合は対象となりません。

問い合わせ 東日本旅客鉄道 秋田駅☎(831)7911

### 秋田中央交通への移管路線

- 神田土崎線** 神田経済法科大学線
- 桜ガ丘線** 桜ガ丘線 / 築地経由桜ガ丘線 / 交通局桜ガ丘線 / 駅東口明田経由桜ガ丘線
- 経済法科大学線** 経済法科大学線 / 駅東口明田経由経済法科大学線 / 築地経由経済法科大学線 / 交通局経済法科大学線
- 中北手線** 中北手線
- 駅東線** 駅東境田団地線 / 駅東大学病院線 / 駅東南大通り経由交通局線
- 城東経由大学病院線** 駅東口城東消防署経由大学病院線
- 泉山王環状線** 泉山王環状線(泉回り、山王回り) / 新川向経由泉山王環状線(泉回り、山王回り)

秋田駅前の「買物広場」を通る上記路線に乗車する場合は、秋田中央交通のりば(イトーヨーカドー側)をご利用ください

市営バス発行の各種乗車券や「一日乗りほろばし券」は、移管路線を運行する中央交通バスでもお使いいただけます。

# 無駄にしないで貴重な一票！100%への挑戦！！

## 春は統一地方選挙

4月4日(金)告示

## 県議会議員選挙

投票日 **4月13日(日)**  
午前7時～午後8時



### 投票できるかた

昭和58年4月14日以前に生まれ、平成15年1月3日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた。

秋田市の選挙人名簿に登録されているかたのうち、平成14年12月13日以降に秋田市から県内の他市町村に転出したかたで、その市町村の選挙人名簿に登録されていないかたは、秋田市で投票(不在者投票も)できます。

投票する場合は、引き続き秋田県内に住所があることがわかる「証明書」が必要です。この「証明書」は新住所地の市町村役場(住民票担当窓口)で無料で発行しています。

また、投票できるのは、県内の市町村間での転出が1回のかたに限られます。平成14年12月13日以降2回以上転出したかたは投票できません。

平成15年1月4日以降に県内他市町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。平成15年3月29日以降に、市内で転居の届出をされたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

4月20日(日)告示

## 市議会議員選挙

投票日 **4月27日(日)**  
午前7時～午後8時



### 投票できるかた

昭和58年4月28日以前に生まれ、平成15年1月19日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた。

平成15年4月12日以降に、市内で転居の届出をされたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

秋田市から転出されたかたは投票できません。

### 投票所入場券を郵送します

有権者のみなさんには、それぞれの投票日が近づきしだい、投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、当日投票所で再発行しますので、受付でお話してください。

開票は、県議選、市議選いずれも投票日の午後9時15分から市立体育館で行います。

## 不在者投票

県議会議員選挙

4月4日(金)～12日(土)

市議会議員選挙

4月20日(日)～26日(土)

### 不在者投票の会場

市役所分館 4階大会議室  
土崎支所  
新屋支所  
秋田駅西口 2階ぼぼろーど

投票の際、「宣誓書」に記入していただきます。印鑑は不要です。「投票所入場券」をお持ちいただくと、投票受付が簡単に済みます。不在者投票会場での立候補者名などの掲示は告示日の翌日からとなります。

受付時間 午前8時30分～午後8時

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局☎(866)2260

ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>



# 4月1日 秋田市都市景観条例 施行 景観に配慮した 市民主体のまちづくりを

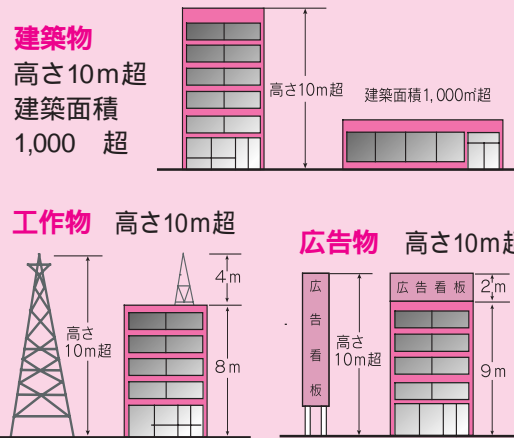
「秋田市都市景観条例」は、共有の財産である優れた都市景観を市民の手で作り、育てていくことをめざし、昨年7月に制定されました。市民・事業者・行政が共通の認識のもとに取り組む指針を示した「都市景観形成に関する基本方針」のもと、4月1日からまちづくりの新しい制度がスタートします。

## 大規模な建築行為は事前に届出を

条例の特徴の一つとして「大規模行為の届出」があります。これは、都市景観形成に大きな影響を与える、一定規模を超える建築物などの新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え、外観の色彩の変更などを行うときは、事前に市に届出をしていただく制度です。

緑化、デザイン、色彩などは「大規模行為景観形成指針」にもとづいて行ってもらい、中でも「樹木、花等で緑化すること」は必ず行うべき事項として定めています。

### 届出の対象となる建築物など



- ・増築などによって、基準を超える場合も含まれます。
- ・都市景観形成をはかるべき地区として市長が指定する都市景観地区内での行為は、別途届出が必要。

## 優れた都市景観を育てるために

都市景観条例は、大規模行為の届出のほかにも、市民が都市景観地区の指定を申請できる制度、市民協定、市民団体など市民の自主的な取り組みを市が支援する制度など、市民のみなさんが中心となって行う、参加しやすいまちづくりのルールを定めました。

これらの制度を積極的に活用し、皆さんの創意工夫で生まれる新しい発想で、優れた都市景観をつくり、育てていきましょう。

都市計画課 ☎(866)2332 ファクス(865)6957  
Eメール ro-urmn@city.akita.akita.jp  
ホームページ http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/



## ワン、ニャンちゃんのお願い!!

昨年度、市が引き取った犬は101頭、飼い主不明で保護された犬は165頭(うち返還したのは39頭)、猫は471匹でした。かわいそうな命を増やさないため、次のことを守りましょう。

繁殖を望まない飼い犬・猫には必ず不妊手術を行ってください。手術することで、発情期のトラブルや繁殖期の病気も予防できます。

最近、飼い主がわからない猫にえさをあたえ、家の周辺で猫が増え、近所迷惑になるというケースが増えています。責任の持てないえさの与えかたはやめましょう。



生まれた子犬や子猫を飼えない場合は、責任を持って新しい飼い主を捜すなどの努力をしてください。どうしても飼い主が見つからない場合は、市保健所衛生検査課 ☎(883)1182にご相談を。

**6 電話加入権の公売**  
公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をご持参ください。代理人

**5 秋田市都市計画審議会を開催します**  
都市計画公園狐森街区公園(牛島西四丁目地内)の都市計画変更などについて、秋田市都市計画審議会を開きます。傍聴を希望するかたは、都市計画課 ☎(866)2152まで。  
とき/3月25日(火)午後1時30分  
ところ/市役所裏の市職員研修棟

**7 市有地の公売**  
次の市有地を一般競争入札により売却します。なお、土地には旧下水浄化施設があります。入札は3月26日(水)午前10時から(午前9時から受け付け)、市下水道部3階研修室で。入札保証金は、入札金額の100分の5以上です。  
売却土地/飯島川端一丁目156番4  
(618・19㎡)  
☎(866)2058

**3 一定面積以上の土地取引は届け出を**  
一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により、土地の権利取得者(買主)は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在・利用目的などを、都市整備課経由で県知事に届け出をする必要があります。  
届出の必要な取引 売買、交換、売却  
☎(866)2155

**8 国民年金保険料の納付は口座振替で**  
国民年金保険料の納付は、手間がかからず毎月自動的に口座から引き落とされる口座振替が便利です。全国にあるほとんどの金融機関や郵便局でご利用いただけます。申し込みは、引き落としを希望する預貯金口座のある金融機関へ、納付案内書、通帳、印鑑をお持ちになってお願いします。  
問い合わせ 秋田社会保険事務所  
☎(865)2399

現地案内/3月19日(水)午前10時  
問い合わせ 下水道総務課  
☎(864)1411

## 休日に市税の納付窓口を開設

3月の土・日・祝日に、市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)の納付窓口を開設します。納税相談も受け付けますので、ご利用ください。

窓口開設日 3月15日(土)・16日(日)・21日(金)・22日(土)・23日(日)・29日(土)・30日(日)

開設時間 午前8時30分～午後5時15分  
問い合わせ 納税課 ☎(866)2058

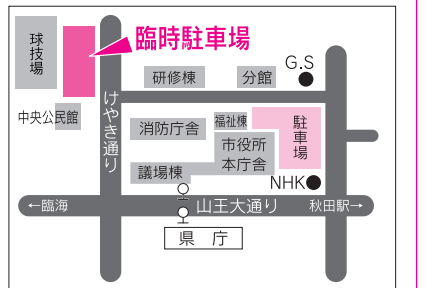


# INFORMATION

市役所からのお知らせ

## 市役所に臨時駐車場を開設

3月20日(木)～4月10日(木)  
毎年3月、4月の異動の時期は、手続きなどに訪れるかたの車で、市役所駐車場が大変混雑します。そこで、3月20日(木)から4月10日(木)までの平日に限り、午前9時から午後4時まで、八橋球場駐車場を臨時駐車場として開放します。臨時駐車場の出入口は、けやき通り側となりますので、係員の指示に従ってご利用ください。



管財課 ☎(866)2053

**1 市税の納期内納付にご協力を**  
納税は豊かな市政の活力源

国民健康保険税第9期は3月31日(月)が納期限です。納期内の納付にご協力ください。なお、3月は「市税完納強調月間」です。市税をまだ納めていないかたは、3月中に納付されるようご協力ください。市税の納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。  
問い合わせ 市民税・固定資産税は納税課 ☎(866)2059、国民健康保険税は国民年金課 ☎(866)2189

**2 宅地開発に関する条例・規則が施行されます**

宅地開発をする事業者を対象とした「秋田市宅地開発に関する条例・規則」が4月1日から施行されます。この条

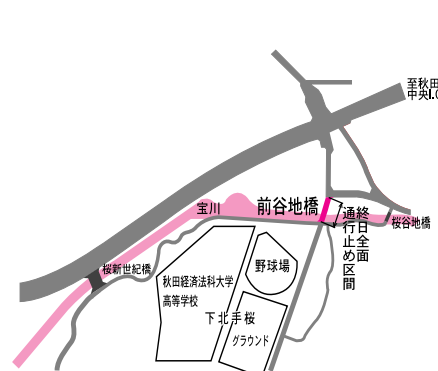
例・規則ならびに開発許可の手引き、秋田市宅地開発技術指針、秋田市宅地開発に関する条例に基づく説明会開催要領については、都市整備課の窓口へ準備してありますので、ご利用ください。また、ホームページでの閲覧およびダウンロードも可能です。  
問い合わせ 都市整備課  
☎(866)2155  
http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/m/

**3 一定面積以上の土地取引は届け出を**

一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により、土地の権利取得者(買主)は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在・利用目的などを、都市整備課経由で県知事に届け出をする必要があります。  
届出の必要な取引 売買、交換、売却  
☎(866)2155

**4 下北手桜の前谷地橋の通行止めが7月下旬まで延長**

下北手桜の経法大野球場近くの宝川に架かる前谷地橋の架け替え工事は3月下旬の完成を予定していましたが、7月下旬まで完成が延びます。ご迷惑をおかけしますが、引き続き、ご回などにご協力をお願いします。



問い合わせ 道路建設課 ☎(866)2133

買予約、譲渡担保、代物弁済など  
届出の必要な土地面積  
市街化区域: 2千㎡以上\*  
市街化調整区域: 5千㎡以上\*  
都市計画区域以外の区域: 1万㎡以上\*  
\*市街化区域で5千㎡以上、市街化調整区域で1万㎡以上の場合、別途契約前に「公有地の拡大の推進に関する法律」により売主から届出が必要。  
問い合わせ 都市整備課  
☎(866)2155  
http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/m/



Look! 市営墓地をきれいに使用しましょう お彼岸の墓参りの供え物などは、散乱防止のため、各自持ちかえるようご協力をお願いします。生活課 ☎(866)2074



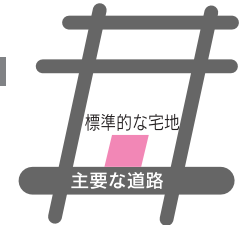
# 土地

## の固定資産税

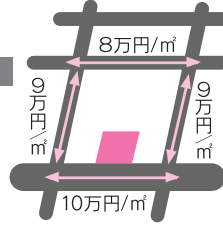
### 評価額の決めかた



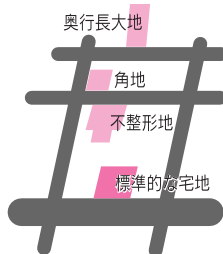
用途により、状況が類似する地域に区分します



地域内の主要な道路に面している標準的な宅地を選びます



不動産鑑定士による評価をもとに、標準的な宅地1あたりの価格「路線価」を決めます



路線価をもとに各宅地の評価額を決めます。ただし、形状などにより補正を行う場合もあります

## 土地の固定資産税は

$$\text{土地の固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.6\%$$

土地全体の評価額をもとに算定

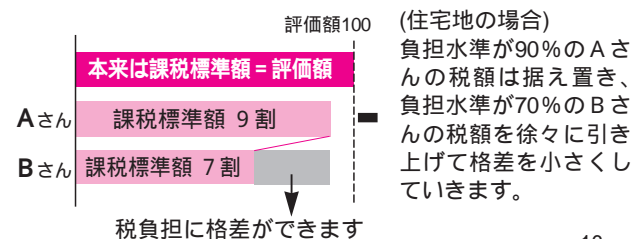
1 あたりの評価額は、  
[路線価 × 形状による補正率] で計算

### 負担水準によって税額を調整

$$\text{負担水準}(\%) = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}}$$

負担水準	税額
住宅地 80%以上	据え置きまたは引き下げ
住宅地 80%未満	緩やかに引き上げ
商業地 70%以上	引き下げ
商業地 60%以上70%未満	据え置き
商業地 60%未満	緩やかに引き上げ

\* 本来は課税標準額=評価額ですが、地域や土地によって、評価額と課税標準額の差が大きい所と小さい所があります。この差から生まれる税負担の格差を負担水準を使って調整します(左ページ本文参照)。



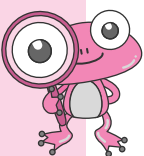
# 平成15年度は 固定資産税の 評価替えです

問い合わせ 資産税課 ☎(866)2056 ☎(866)2057

固定資産税は、今年1月1日現在で所有している土地や家屋、償却資産(工場の設備、会社の備品など)に課税される税金です。

平成15年度は、土地と家屋の評価替えを行います。評価替えは、固定資産税の算定基礎となる土地と家屋の評価額を3年ごとに見直す作業です。

新しい評価額で税額を計算した平成15年度の固定資産税納税通知書は、5月9日にお送りする予定です。第一期分の納期限は6月2日です。



## 新しい縦覧・閲覧制度で 資産の内容をチェック!

地方税法の改正により、4月1日から縦覧・閲覧制度が変わります。

### 縦覧

新たな縦覧制度では自分で所有する土地・家屋の価格と、ほかの土地・家屋の価格とを比較することができます。ご自分の資産の評価額が適正かどうかをご確認ください。

縦覧できるもの  
納税者  
納税者と同居の親族  
納税管理人  
納税者の代理人委任状が必要です

縦覧できるかた  
土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、評価額  
家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

期間  
4月1日(火)から6月2日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分  
場所  
市役所1階 資産税課  
\*土崎・新屋支所での縦覧は行いません

持参するもの  
納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの  
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

\*土地や家屋の評価額を比較し、自己所有の資産の評価額が適正かどうか確認していただくという制度の趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。  
\*縦覧帳簿の写しは交付しません。

### 閲覧

納税義務者のほか、新たに借地人・借家人なども、使用している固定資産に限り閲覧できるようになります。

縦覧できるかた	縦覧できるもの
1 納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要です)	4 固定資産の処分をする権利を有するかた
2 土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	3 家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた
3 当該権利のある土地部分をおよその敷地の土地部分を閲覧できます	4 当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

固定資産課税台帳  
：所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額など

期間  
4月1日(火)から平日午前8時30分～午後5時15分  
場所  
市役所1階 資産税課  
\*土崎・新屋支所でも納税義務者は「固定資産課税台帳」の写しの交付を受けることができます。ただし、記載事項についての説明を求めるかたは、資産税課へおいでください。

持参するもの  
納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの  
閲覧できるかたの2、4のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

\*土地や家屋の評価額を比較し、自己所有の資産の評価額が適正かどうか確認していただくという制度の趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。  
\*縦覧帳簿の写しは交付しません。

# 家屋

## の固定資産税

家屋の評価替えは、平成12年度の評価替え以降、3年間の建築費の変動を反映した新しい基準で算定します。ただし、平成15年度の新しい評価額が、評価替え前の価格を上回った場合は、評価替え前の価格に据え置きます。



### 秋田市の地価の動向

前回の評価替えを行った平成12年度と比べると、「商業地」は依然と

### 土地の評価を見直す

土地の評価替えは、地価の変動などを考慮に入れながら、上の図のような流れで行います。土地の評価額は、道路に接する標準的な土地1㎡あたりの価格である「路線価」をもとに計算します。

評価替えは3年ごとに行われますが、地価の下落などにより評価額を3年間据え置くことが適当でない土地については、毎年評価額を修正しています。

は、固定資産税が少し上がることがあります。

### 格差をなくすために 税負担を調整

このような負担調整は、税額の急増を避けながら、地域やそれぞれの土地によりばらつきがある税負担を一定の水準に均衡化し、公平な課税を行うために設けられたものです。

土地の評価額は、平成5年度以前は地価公示価格よりかなり低い額で、その水準も市町村によってばらつきがありました。そのため、平成6年度に全国一律に地価公示価格の7割をめどに評価替えを行いました。それによって、評価額が大幅に上昇した地域がありました。

本来は「評価額=課税標準額」で

### 評価額が上がったのに 税額が上がる?

固定資産税の税額は、「課税標準額×税率」で求めますが、負担水準(新しい評価額に対する前年度課税標準額の割合)によって、調整されています(右参照)。負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりします。一方、負担水準が低い土地は、緩やかに税負担を引き上げていく仕組みになっています。そのため、評価額が上がっても、前年度の課税標準額との差によって

### 課税の対象となるのは 現状の地目です

土地の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、現状の土地の使用われ方によって決めています。昨年は、市街化区域を対象に、路線の状況を見直す調査も行いました。課税内容が変わっている場合がありますので、納税通知書の課税明細書で確認してください。

## 家屋の固定資産税は

$$\text{家屋の固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.6\%$$

家屋の評価額をもとに算定します

$$\text{課税標準額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格とは...評価の対象となった家屋とまったく同じものを評価の時点において新築するものとした場合に必要とされる建築費です。  
経年減点補正率とは...建築後の年数経過によって生じる損耗による家屋の減価などをあらわしたものです。



平成15年度分から  
**国民健康保険税の算定方法が一部変わります**

平成15年度の納税通知書は6月下旬に発送します

国保税算定方法の改正点

所得割の算定項目	14年度以前	15年度以降
給与所得特別控除	20,000円を控除	廃止
青色事業専従者給与および事業専従者控除	専従者給与を控除しないで事業主に課税	事業主にも専従者控除を適用し、事業専従者それぞれについて給与として計算する
公的年金等特別控除	170,000円を控除	廃止
長期譲渡所得等の特別控除	適用していない	適用

※平成14年度まで①か③に該当し、特別控除されていたかたは、年収が変わらなくても税額が増えることもあります

国保税の  
**計算例**



加入者が3人の場合

世帯主Aさん(67歳)の所得...年金 770,000円 (介護保険第1号被保険者)  
 子 Bさん(45歳)の所得...給与2,770,000円 (介護保険第2号被保険者)  
 子の妻Cさん(43歳)の所得...なし (介護保険第2号被保険者)

課税標準額の計算

14年度

Aさん...年金所得 770,000円	基礎控除330,000円	公的年金等特別控除(上表)	170,000円=	270,000円
Bさん...給与所得2,770,000円	基礎控除330,000円	給与所得特別控除(上表)	20,000円=	2,420,000円
Cさん...なし				

計 課税標準額 2,690,000円(医療分) 2,420,000円(介護分)

15年度

Aさん...年金所得 770,000円	基礎控除330,000円=	440,000円
Bさん...給与所得2,770,000円	基礎控除330,000円=	2,440,000円
Cさん...なし		

計 課税標準額 2,880,000円(医療分) 2,440,000円(介護分)

平成14年度分までは、Aさんには公的年金等特別控除170,000円、Bさんには給与所得特別控除20,000円が控除されましたが、平成15年度分からはこれらの控除が廃止されることになります。

平成14年度

医療分(加入者3人)

所得割額	2,690,000円 × 8.8% = 236,720円
均等割額	21,430円 × 3人 = 64,290円
平等割額	1世帯あたり32,810円
合計額	333,800円

介護分(加入者2人)

所得割額	2,420,000円 × 1.27% = 30,734円
均等割額	5,470円 × 2人 = 10,940円
平等割額	1世帯あたり4,560円
合計額	46,200円

平成14年度国保税額

333,800円+46,200円 = 380,000円

平成15年度

医療分(加入者3人)

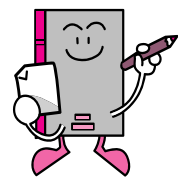
所得割額	2,880,000円 × 8.8% = 253,440円
均等割額	21,430円 × 3人 = 64,290円
平等割額	1世帯あたり32,810円
合計額	350,500円

介護分(加入者2人)

所得割額	2,440,000円 × 1.27% = 30,988円
均等割額	5,470円 × 2人 = 10,940円
平等割額	1世帯あたり4,560円
合計額	46,400円

平成15年度国保税額

350,500円+46,400円 = 396,900円



この世帯では、14年度に比べ15年度は16,900円高くなるのがわかります。

国保のサービス

はり・きゅう・マッサージの受療券を交付します

はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。秋田市国民健康保険に入っている55歳以上のかたで、申し込み前の国民健康保険税を完納しているかたが対象です。20枚つづりの受療券を、年度内40枚を限度に交付します。

申し込み 3月24日(月)から、保険証を持って、国保年金課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

人間ドックの申し込みは4月4日(金)から受け付け

日帰り人間ドックの受診料の7割を助成します。平成15年度の申し込み受付は4月4日(金)から4月11日(金)までです。実施医療機関、定員など詳しくは次号の広報あきた3月28日号に掲載します。

国保にはこのほか、高額療養費や出産費、葬祭費の支給、入院時食事代の給付などさまざまなサービスがあります。

問い合わせ 国保年金課給付担当 ☎(866)2098



国民健康保険

問い合わせ

税の内容や資格については、  
 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099  
 納付の相談については、  
 国保年金課収納担当 ☎(866)2189

こんなときは...  
**14日以内に届け出をお願いします**



こんなときは手続きを	手続きに必要なもの	
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険をやめたかたがいるとき	被保険者証 社保などの資格喪失証明書 各種福祉医療費受給者証
	子どもが生まれたとき	被保険者証 印鑑 世帯主の口座番号のわかるもの
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険に加入したかたがいるとき	国保と職場の被保険者証 各種福祉医療費受給者証
その他	亡くなったかたがいるとき	被保険者証 印鑑 喪主などの口座番号のわかるもの
	退職者医療制度に該当することになったとき	被保険者証 年金証書
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したとき	破損した被保険者証 印鑑 身分を証明するもの
	修学のため、他の市区町村に居住するかたがいるとき	被保険者証 在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	被保険者証

手続きの場所

市役所市民課.....☎(866)2018  
 市役所国保年金課...☎(866)2099  
 土崎支所.....☎(845)2261  
 新屋支所.....☎(888)8080

被保険者証とは、国民健康保険被保険者証のことです。届け出によっては印鑑が必要な場合がありますので、できるだけ印鑑をお持ちください。上記の手続きで、世帯の中に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、あわせてお持ちください。届け出が遅れると、さかのぼって課税されたり、医療費を返していただくことがありますので、お早めに届け出をしてください。

退職者医療制度の届け出もお忘れなく！



退職者医療制度は、会社などを退職して年金(厚生年金など)を受けている75歳未満のかたと、その被扶養者が該当する制度です。

退職者医療制度の届け出をしていただくことで、保険給付の財源として社会保険診療報酬支払基金からその一部が交付され、保険税の適正な賦課が行われます。ぜひ、早めの手続きをお願いします。手続きに必要なものは上の表をご覧ください。

退職者医療制度の対象者

厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)で、老齢厚生年金・共済年金を受給しているかた	退職被保険者本人
退職被保険者本人の直系尊属・配偶者および三親等内の親族で、主として退職被保険者本人の収入によって生計を維持しているかた	被扶養者

老人保健の適用を受けているかたは対象になりません。70歳になるかたには、誕生月の月末に国保高齢受給者証を送付しますので、医療機関などで受診される際は、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

退職者医療制度の自己負担金の割合が3割に変わります

現在、退職者医療制度に該当しているかたは、医療機関での自己負担金の割合は、退職被保険者本人が2割、被扶養者が3割(入院2割)ですが、平成15年4月からは、自己負担金の割合がすべて3割になりますので、ご注意ください。ただし、国保高齢受給者証の対象者は除きます。現在、退職被保険者証をお持ちのかたは、平成15年4月以降もそのままご使用ください。なお、現在お持ちの被保険者証には、自己負担金の割合が2割と記載されていますが医療機関にはかかった医療費の3割を支払うこととなります。



## サンライフ秋田 運動と趣味の教室

1	たのしい エアロビクス	25歳以上のかた。4月11日(金)から6月20日(金)までの毎週金曜日、午後6時30分～7時45分。定員25人。受講料8,400円
2	サン・エアロ	30歳以上のかた。4月9日(水)から6月18日(水)までの毎週水曜日、午後6時～7時15分。定員25人。受講料8,400円
3	ミディアム エアロ	30歳以上のかた。4月11日(金)から6月20日(金)までの毎週金曜日、午前10時～11時15分。定員25人。受講料8,400円
4	ジャズリズム	25歳以上のかた。4月9日(水)から6月18日(水)までの毎週水曜日、午前10時45分～正午。定員25人。受講料8,400円
5	やさしい 社交ダンス(初級)	25歳以上のかた。4月12日(土)から6月21日(土)までの毎週土曜日、午前10時～正午。定員26人。受講料9,450円
6	パッチワーク (初級)	25歳以上のかた。4月10日(木)から6月19日(木)までの毎週木曜日、午前10時～正午。定員25人。受講料9,450円
7	フラワー アレンジメント	20歳以上のかた。4月11日(金)から6月20日(金)までの毎週金曜日、午後6時30分～8時30分。定員20人。受講料9,450円
8	ドライフラワー アレンジメント	25歳以上のかた。4月10日(木)・24日(木)、5月15日(木)・29日(木)、6月12日(木)、午後6時30分～8時30分。定員20人。受講料4,720円
9	謡曲	20歳以上のかた。4月12日(土)から6月21日(土)までの毎週土曜日、午後6時～8時。定員20人。受講料7,560円。

印のついた受講料には教材費が別にかかります。

3月24日(月)(必着)まで、はがき、またはファクスで希望教室名・住所・氏名・生年月日・連絡先を書いて、〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-7 サンライフ秋田「運動と趣味の教室」係へ。直接窓口でお申し込みいただいても結構です。

ファクス(863)1531 ☎(863)1391

申し込み

## 4月 市政テレビが 変わります！



4月1日(火)から市政テレビ番組の放送時間・タイトルが変わります。これからも市政情報がギュッとつまった番組をお届けします。お楽しみに！

5分番組	AAB「おはよう秋田市から」.....月～金10:55～ ABS「こんにちは秋田市から」...月～金15:50～と土曜日15:55～ AKT「こんばんは秋田市から」...水曜日22:54～
15分番組	ABS「けやきの街から」.....毎月最終日曜日7:30～



放送番組の詳細な日程は  
広報課へどうぞ☎(866)2034

5分間番組	ABS 秋田市だより 月～金 午前10時25分～ 土 午後3時55分～ AKT 花時計からのたより 月～金 午前11時25分～ 日 午前8時55分～ AAB ハローナウあきた 月～金 午前10時55分～	3/14(金) 3/18(火) まもなく開園！ 大森山動物園 女性学習センターの講座 赤れんが郷土館企画展 「明日のクリエイターたち」	3/19(水) 3/25(火) 転入転出の手続き案内 ソフトバレーを 楽しもう！ 佐竹史料館企画展 「秋田藩文人資料展」
15分間	3/30(日)7:30～ ABS けやきの街から	「市町合併の展望」 出演予定：秋田市長・河辺町長・雄和町長	

## 一つ森公園に テニスコート完成！

一つ森公園のコミュニティ体育館南側に透水性が良く、雨が降っても短時間で使用できる、全天候型(砂入り人工芝)のテニスコート2面が完成しました。使用は無料。ぜひご利用ください。ただし、学校のクラブ活動などでは利用できません。

問い合わせ ☎公園課(866)2154

利用期間 時間	4月1日(火)から11月末日まで 午前9時～午後5時 (6月から8月までは午後7時まで)
予約方法	4月分の予約は、3月25日(火)午前9時30分から一つ森公園コミュニティ体育館内で抽選を行います(受付開始午前8時30分～) 5月以降の予約抽選会は、同体育館で使用月前月の第2木曜日午前10時(受付開始午前8時30分～)から行います。
その他	抽選後の利用時間に空きがあるときは、体育館窓口で随時受け付けます。空き時間の確認は、一つ森公園コミュニティ体育館☎(831)8300へ

## 合唱の 出演者 募集！ 秋田市建都400年記念 郷土創作オペラ 「久保田城下町～押し花の愛」

久保田城下を舞台に繰り広げられる創作オペラに、合唱で参加して下さるかたを募集します。公演は、10月25日(土)・26日(日)、県民会館ホールで行います。

定員	男声20人 女声20人 子ども30人 ・「男声」「女声」は18歳以上 ・子どもは小学4年生～中学1年生 ・定員を超えた場合はテーブル審査などを行います
申し込み	3月28日(金)まで、はがきかファクスに氏名、住所、電話、職業(学校名・学年)を書いて、〒010-0951 山王七丁目3-1 (社)秋田市文化団体連盟事務局☎(866)4026 ファクス(866)4031

# 育児

## 乳幼児健康診査

個人通知はしませんので、母子健康手帳別冊をよく読んで受診しましょう。問い合わせは保健所保健予防課☎(883)1172・(883)1174

### 4・7・10か月児健康診査

4か月、7か月、10か月になった日から1か月以内のお子さんを対象に、母子健康手帳別冊に記載されている市内の委託医療機関(太田小児科医院は除く)で行っています。

まだ母子健康手帳別冊をお持ちでないかたは、市民課または土崎支所、新屋支所へどうぞ。

### 1歳6か月児健康診査

平成13年9月生まれのお子さんが対象です。直接会場へどうぞ。都合が悪く、該当する会場で受診できないかたはご連絡ください。また、2歳未満のお子さんは受診できますので、まだ受けていないかたもご連絡ください。当日は、母子健康手帳と別冊、バスタオルをお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分です。

自分がどの地区に該当するかは、母子健康手帳別冊の健康診査会場を参考にしてください

中央地区 = 4月8日(火)、市保健センター  
南部・西部(茨島・下浜・豊岩・浜田)地区 = 4月9日(水)、市保健センター  
北部地区 = 4月10日(木)、土崎支所  
東部・西部(新屋・勝平)地区 = 4月11日(金)、市保健センター

### 3歳児健康診査

平成11年10月生まれのお子さんが対象です。直接会場へどうぞ。都合が悪く、該当する会場で受診できないかたはご連絡ください。

また、4歳未満のお子さんは受診できますので、まだ受けていないかたはご連絡を。当日は、母子健康手帳別冊にある3歳児健康診査用アンケートと尿検査セット(尿を容器に採って)を、母子健康手帳とあわせてお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分。

元気が大好き  
月 育児コーナー

中央地区 = 4月16日(水)、市保健センター  
南部・西部(茨島・下浜・豊岩・浜田)地区 = 4月17日(木)、市保健センター  
北部地区 = 4月24日(木)、土崎公民館  
東部・西部(新屋・勝平)地区 = 4月25日(金)、市保健センター

## お母さんの育児教室

生後6か月までのお子さんをお持ちの保護者が対象。小児科医の講話と公開相談、参加者同士の情報交換など。先着30人。  
とき / 3月26日(水)午後1時20分～3時  
ところ / 市保健センター  
申し込み 3月17日(月)から保健予防課☎(883)1174

## マタニティピクス教室

妊娠14週目から32週目までの妊婦さんが対象です。ストレス解消、体力の維持・向上をはかります。先着20人。  
とき / 4月11日(金)・18日(金)・25日(金)、5月9日(金)の午後1時15分～3時  
ところ / サンライフ秋田  
受講料 / 4,830円  
申し込み 3月18日(火)午前10時からサンライフ秋田

☎(863)1391

## お母さんといっしょの運動遊び

3歳未満の未就園児とその親が対象。音楽の演奏で歌をうたったり、リズムにあわせて体操遊びをします。親子同士のふれあいの場です。参加無料。  
とき / 3月25日(火)午前10時～11時  
ところ / 外旭川幼稚園  
申し込み 3月24日(月)まで外旭川幼稚園☎(868)3400

## 子どもサッカー教室

4月から幼稚園・年長組になるお子さんと、小学校1・2年生のお子さんが対象です。幼児体育の専門講師が、お子さんの体力にあわせて指導します。  
とき / 3月26日(水)・27日(木)の2日間、午前10時～正午  
ところ / 外旭川幼稚園  
傷害保険料 / 100円  
申し込み 3月25日(火)まで外旭川幼稚園☎(868)3400

## 4月から診療科目が変わります 夜間休日応急診療所

☎(832)3333 ☎(835)2222

市立夜間休日応急診療所(千秋久保田町の成人病医療センター1階)の診療科目が、4月1日(火)から変わります。夜間の内科、休日の外科の診療は3月末で終了します。

夜間休日応急診療所の診療時間と科目以外の受診は、市立病院、組合病院、赤十字病院、中通病院へどうぞ。

保健予防課☎(883)1172

### 4月1日(火)からの診療時間と科目

夜間	診療時間 午後7時30分～10時30分(毎日) 診療科目 小児科・耳鼻咽喉科
休日	診療時間 午前9時30分～午後3時30分 (日・祝日、12/31～1/3) 診療科目 小児科・内科



2月26日の表彰式で

## 平成14年度優良子ども会 表彰おめでとう！

平成14年度の優良子ども会等の表彰式が2月26日、市役所正庁で行われました。廃品回収やクリーンアップなど、活発な活動をした子ども会9団体および長年にわたり活動を指導して下さった5人と2つの世話人会を表彰。特別活動賞には、山谷番楽の伝承活動などに取り組む十三岱子ども会が選ばれました。

特別活動賞 十三岱子ども会(山谷)

優良賞 児桜子ども会(高清水) 旭野北子ども会(外旭川) 南吉学寺子ども会(外旭川) 広面第一子ども会(東) 手形住吉町三区子ども会(明徳) 中山谷子ども会(山谷)

奨励賞 手形東町四区子ども会(明徳) 将軍野四区子ども会(高清水)

育成功労賞 嵯峨市之丞さん(山谷) 渡辺次雄さん(日新) 深井雅之さん(土崎南) 熊谷敏夫さん(土崎南) 小野秀悦さん(旭川) 蔵前子ども会世話人会(土崎南) ひまわり子ども会世話人会(土崎南)



# 情報チャンネルa

卒業式のビデオみてまた泣いている ヒサト

## 講座

### 南部公民館ジュニアスクール

小学4～6年生が対象です。押し絵でかわいいチューリップを作ります。先着20人。材料費500円。  
とき / 3月26日(水)午前9時30分～正午 ところ / 南部公民館  
申し込み 3月17日(月)午前8時30分から南部公民館☎(832)2457

### いきいきサロン

おおむね60歳以上のかたが対象です。参加無料。持ち物は各いこいの家にお問い合わせください。  
ヨガ教室 3月25日(火)午前10時～正午。飯島老人いこいの家☎(845)3692  
おしゃれ教室 3月27日(木)午後1時30分～3時30分。大森山老人と子どもの家☎(828)1651

### フェイスエクササイズ

30歳以上の女性が対象。顔のたるみを解消するエクササイズです。先着30人。参加料630円。  
とき / 3月27日(木)午後6時30分～8時 ところ / サンライフ秋田  
申し込み 3月18日(火)午前10時からサンライフ秋田☎(863)1391

### ウォーキング教室

正しいウォーキングの仕方を学びます。参加料500円。  
とき / 4月8日(火)・15日(火)・22日(火)の3回、午前10時～正午 ところ / 八橋陸上競技場  
申し込み 4月3日(木)まで秋田市女性のスポーツ愛好者連絡協議会 ☎(883)1133

### スクエアダンス初心者講習会

カントリー音楽にのって踊るダンスです。資料代1,000円。  
とき / 4月5日(土)から5月31日(土)

までの土曜日に8回(5月3日は除く)、午後7時～9時  
ところ / 中央公民館  
申し込み 秋田コールツフートスクエアズの小田内さん☎(862)8153(午後7時30分～9時30分)

### テルサ4月の料理教室

会場は秋田テルサ。時間はいずれも午前10時～午後零時30分。受講料1,700円。各先着24人。申し込みは3月18日(火)午前10時から秋田テルサ。☎(826)1800

中華シェフのカニ玉&春野菜で中華 = 4月9日(水) 日本の味! 麦とろご飯に旬の魚 = 4月11日(金)  
ハイジのふっくら白パン&パリパリパン = 4月12日(土) 春の香り! さわやかハーブを使った料理 = 4月16日(水) パナナ春巻き揚げ(インドネシア料理) = 4月18日(金)  
春の行楽お弁当作り! = 4月23日(水) 子どもの日は巻き寿司で! = 4月25日(金)

### ホームヘルパー養成講座

講義と施設での実技講習など。申込書は全労済秋田県本部(泉菅野一丁目1-12)でさしあげます。  
とき / 4月9日(水)から6月25日(水)まで20回、午前9時～午後5時 ところ / 文化会館、市医師会立高等看護学院 定員 / 抽選40人 受講料 / 40,000円(テキスト代含む)  
申し込み 3月20日(木)まで全労済秋田県本部「ホームヘルパー養成講座」係☎(824)6031

### シルバーエリアの初級講座

会場は中央シルバーエリア。受講無料(材料費は実費)。詳しくは中央シルバーエリアへ。☎(829)2151  
陶芸教室 土曜午前コース・午後コース = 4月12日(土)から6か月。各定員20人 木工教室 日曜コース(午前9時30分～午後3時30分) = 4月13日(日)から3か月。定員6人

木曜午前コース・午後コース = 4月10日(木)から6か月。各定員6人

### 県・能力向上コース講習

会場は秋田技術専門学校。いずれも午前9時～午後4時。仕事をしているかたが対象。定員各20人。無料。  
ワープロ基礎(一太郎) = 4月15日(火)・16日(水) ワープロ基礎(ワード) = 4月22日(火)・23日(水)  
研削といし取り替え試運転 = 4月23日(水)・24日(木)・25日(金)  
申し込み 秋田技術専門学校職業訓練センター☎(824)2548

### 南消防署の救命講習

心臓病と心肺蘇生法を学びます。受講無料。  
とき / 3月23日(日)午前9時～正午 ところ / 秋田南消防署  
申し込み 秋田南消防署救急係 ☎(839)9551

### 赤十字救急法の講習会

高校生以上で、全日程参加できるかたが対象です。正しい応急手当の知識と技術を学びます。教材費3,000円。先着30人。  
とき / 3月25日(火)から28日(金)までの4日間、午前10時～午後4時 ところ / 県社会福祉会館  
申し込み 3月20日(木)まで日本赤十字社秋田県支部☎(864)2731

## 催し物

### 春休み子ども映画会

催。「どんぐりと山猫」「ニルスのふしぎな旅」などを上映します。無料。  
3月25日(火) = 築山児童館(午前10時～)、中通児童館(午後1時30分～) 3月26日(水) = 大住児童館(午前10時～)、仁井田児童館(午後1時30分～) 3月27日(木) = 四ツ小屋児



オール・チャイコフスキー・プログラム 歌劇「エフゲニー・オネーギン」よりポロネーズ ピアノ協奏曲第1番 交響曲第4番

文化会館自主事業  
日本フィルハーモニー演奏会  
5月29日(木) 市文化会館大ホール  
開場午後6時



指揮 小林研一郎  
ソリスト 上原彩子(ピアノ)

問い合わせ 市文化会館 ☎(865)1191

チケット 4月5日(土)販売開始!  
S席6,000円 A席5,000円  
ステーションデパート・トピコ、秋田ニューシティ、市文化会館でお求めください

童センター(午前10時～)、牛島児童館(午後1時30分～)

東部公民館☎(834)2206主催。「注文の多い料理店」「セロ弾きのゴーシュ」などを同公民館で上映。無料。  
3月26日(水)午後1時30分～

### 秋田市工芸展

市内の工芸品の展示、販売など。  
とき / 3月20日(木)から23日(日)までの4日間、午前10時～午後5時30分(23日は午後5時まで) ところ / アトリオン地下1階イベント広場  
問い合わせ 工業労政課 ☎(866)2114

### 太平川清掃ハイキング

とき / 3月21日(金)午前6時～8時 ところ / 国道13号線沿い、卸町の国際パチンコとなり太平川河川敷  
会費 / 500円  
問い合わせ 秋田清掃登山連絡協議会の大山さん☎(868)3246

### 「秋田港の唄」全国大会

港の唄で自慢ののどを競い合います。入場チケットをご希望の方は、秋田港の唄全国大会事務局へお問い合わせください。  
とき / 4月6日(日)午前10時開演 ところ / セリオンプラザ 入場料 / 前売り1,000円、当日1,200円  
問い合わせ 秋田港の唄全国大会事務局☎(828)2812

## 案内

### 光沼公園の受付方法が変更

光沼アリーナとテニスコートの利用申込は、5月分(4月1日受付開始)から電話、ファクス、パソコン、キャプテン端末を使った「公共施設案内・予約システム」による申し込みとなります。このシステムを利用されるかたは、事前に利用者登録が必

要です。身分を証明できるものを持って、八橋陸上競技場、市立体育館、茨島体育館、体育課、公園課へどうぞ。システムの説明パンフレットは、各施設窓口でさしあげています。  
問い合わせ 光沼アリーナのことは体育課☎(866)2247、テニスコートのことは公園課☎(866)2154

### 西部運動広場の団体利用受付

の、4月から7月までの団体利用の申し込みを受け付けます。  
申し込み 3月24日(月)から28日(金)まで西部公民館☎(828)4217

### 土崎図書館ボランティア募集

活動場所は土崎図書館です。対面朗読ボランティアかもめ = 毎週火・木曜日の午前中、目の不自由なかたを対象に電話や対面で、本などを朗読します 友の会 = 図書館まつり、読書感想文大会などを開催  
申し込み 土崎図書館 ☎(845)0572

### ミュージカル参加者募集

秋田市民おやこミュージカルを上演する会では、第19回公演のキャスト・スタッフを募集しています。対象は小学生以上。募集説明会を開きますので、直接会場へどうぞ。  
とき / 3月27日(木)午後7時～ ところ / 文化会館リハーサル室  
問い合わせ 秋田市民おやこミュージカルを上演する会の安宅さん ☎(845)7965

### 手作り製品を募集

小規模通所授産施設「つどいの家」では、3月21日(金)と22日(土)にアトリオンで開催のバザー展へ出品する、パッチワークやカントリー小物、袋物など手作り品を募集しています。ご協力いただけるかたは、つどいの家☎(828)4472にご連絡ください。

### 再生自転車を譲ります

秋田市シルバー人材センターで放置自転車を整備した再生自転車を70台販売します。価格は5,000円～8,000円です。小雨決行。  
とき / 3月23日(日)午前10時～ ところ / 八橋の市下水道部構内の市シルバー人材センター八橋事業所  
問い合わせ (社)市シルバー人材センター☎(863)5900

### 在宅介護者の集い

寝たきりや痴呆のかたなどを現在家庭で介護しているかたが対象です。介護しているの悩みや日ごろの思いを話し合います。無料。  
とき / 3月27日(木)午後1時30分～3時 ところ / 市保健センター  
問い合わせ 在宅介護者の集い代表の廣田さん☎(863)0935

### 交通遺児に育成資金を無利子でお貸しします

自動車事故で保護者が亡くなった、重度の障害者になった家庭の中学生までのお子さんが対象です。貸付決定時一時金155,000円、中学卒業まで毎月20,000円、小・中学校入学時支度金44,000円を無利子でお貸しします。返済期間は20年以内。対象となるお子さんを扶養している保護者のかたがお申し込みを。  
申し込み 自動車事故対策センター秋田支所☎(863)5875

### 御隅櫓と御物頭御番所が開館

千秋公園の久保田城御隅櫓と御物頭御番所が3月20日(木)から開館します。佐竹史料館で企画展「秋田藩文人資料展」を4月13日(日)まで開催中。  
久保田城御隅櫓 開館時間は午前9時～午後4時30分。大人100円、高校生50円 御物頭御番所 開館時間は午前9時～午後4時。観覧無料  
問い合わせ 佐竹史料館 ☎(832)7892





かわいいベビーがさらに仲間入り！  
 コウノトリ プレーリードック  
 ペリカン ペンギン リスザル  
 ルリコンゴウインコ

天然記念物、秋田三鶏勢揃い！  
 ヒナドリ コエヨシドリ キンパドリ



おかげさまで  
 30周年！  
 今年の動物園はイベント  
 いっぱい、お楽しみに！

# 大森山動物園オープン!!

3月21日(金)春分の日

開園時間 午前9時～午後4時30分

動物園行きバスもこの日から運行します！

入園料 大人500円 中学生以下無料

便利でお得な年間パスポート(1,200円)も販売します。  
 購入日から1年間有効！



問い合わせ 大森山動物園 ☎(828)5508



イベントが  
 楽しいゾウ！

オープニングセレモニー 午前9時～  
 特製トナカイの角「キーホルダー」「しおり」  
 など先着100人にプレゼント！

動物園のかわいいロゴマーク発表！

動物クイズ大会 正解者に賞品！

「たいよう」のビデオ上映と園長のお話

ゾウ、アシカのお食事拝見 &  
 飼育担当とのトーク

サル山の餌やり体験

大森山動物園の  
 ロゴマークです！



秋田公立美術工芸短大専攻科の五十嵐信子さんがデザイン。「ZOO(動物園)」「AKITA」の文字で、かわいい動物の顔をイメージしました。どんな顔に見えるかな？